

## 特定教育・保育施設利用者負担金(保育料)基準額表

**【1号認定】**

| 国の階層区分 | 1      | 2                     | 3                     | 4                      | 5                      |
|--------|--------|-----------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|
| 市階層区分  | A      | B                     | C                     | D                      | E                      |
| 市民税額   | 生活保護世帯 | 非課税世帯<br>(所得割非課税世帯含む) | 所得割額<br>77,100円<br>以下 | 所得割額<br>211,200円<br>以下 | 所得割額<br>211,201円<br>以上 |
| 国の基準   | 0      | 3,000                 | 10,100                | 20,500                 | 25,700                 |
| 市の基準   | 0      | 3,000                 | 10,100                | 20,500                 | 25,700                 |

- ※ 階層区分の認定は、入所児童と同一世帯(同居)に属し、生計を同じにしている父母及び家計の主宰者の市町村民税額の合計額により階層を認定します。
- ※ 4月から8月までは「前年度市町村民税額」に基づく保育料、9月から3月までは「当年度の市町村民税額」に基づく保育料となります。
- ※ 年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子として数えます。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。  
ただし、算定対象者の市町村民税所得割合算額が77,100円以下の場合、算定対象となる子どもの年齢制限はありません。  
また、ひとり親世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯については、市町村民税非課税の場合は無料、所得割合算額が77,100円以下の場合、第1子は3,000円、第2子以降は無料となります。
- ※ 第3子(満18歳未満の児童のうち、3人目の児童)以降の児童については、同時利用に関わらず無料となります。  
(E階層の世帯を除く)
- ※ 利用施設によっては、保育料とは別に園服や体操服、教材費等の費用がかかる場合があります。詳しくは、各利用施設へお尋ねください。
- ※ 保育料は直接、利用施設へ支払いをしてください。

### 【入所後の届出】

支給認定申請書の内容に変更があった時には、必ず福祉課へ届けてください。

- ① 市外転出するとき
- ② 世帯の状況が変わったとき(婚姻、離婚、住所・氏名が変わったとき)
- ③ 市町村民税が変わったとき(税の修正申告等)
- ④ 生活保護が開始・廃止されたとき

#### 【保育料に関するお問い合わせ】

人吉市役所 福祉課 児童福祉係(⑤番窓口)  
Tel.0966-22-2111(内線1145、1146)